



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2019年12月9日号

## 生活習慣病管理料の算定要件の見直しを検討 ～2020年度診療報酬改定

《背景》 2020年度診療報酬改定について議論している中央社会保険医療協議会で、生活習慣病管理料の算定要件を見直すことが検討事項に挙げられた。

《解説》 診療所と許可病床数が200床未満の病院についての評価である生活習慣病管理料を算定するには、重症化予防などのため少なくとも月に1回以上の総合的な治療管理を行う必要があります。しかし、生活習慣病の外来患者には、病状が比較的安定して受診間隔が2カ月以上になるケースも少なくないことが、調査で明らかになっています。それが、医療機関にとって、同管理料の算定が困難であると感じる理由にも挙げられていました。また、糖尿病網膜症の発症や悪化を抑えるため、定期的な眼科受診を促す指導等の重要性なども指摘されています。こうしたことを踏まえて、算定要件の見直しが検討される見通しです。

### ◎生活習慣病管理料の評価の概要と近年の算定回数の推移

**イ. 脂質異常症を主病とする場合 … 1,175点 (650点)**

**ロ. 高血圧症を主病とする場合 …… 1,035点 (700点)**

**ハ. 糖尿病を主病とする場合 ……… 1,280点 (800点)**

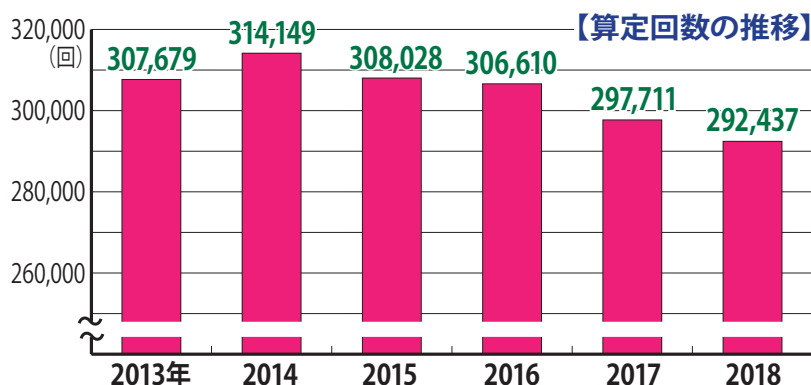
※ ( )内の点数は、院外処方を行う場合。

※ 検査、投薬、注射などの費用は所定点数に包括。

#### 【算定要件の概要】

- ① 脂質異常症
- ② 高血圧症
- ③ 糖尿病

—のいずれかを主病とする患者(入院患者を除く)に対し、治療計画に基づいて、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定。



※社会医療診療行為別統計(調査)による各年6月審査分の状況

《発行》

**アステラス製薬株式会社**

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

**医療総研株式会社** (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004  
TEL. 03-3817-8867